

ID: 212-2

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町都市公園条例 第17条及び第18条		
例規番号	平成7年条例第3号		
【基準】			
<p>第17条及び第18条の規定による。 (罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第2項の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
【共通担当部署】			
教育委員会事務局 生涯学習課 建設水道課			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日